



島根県報

令和5年4月18日（火）

第 4 0 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

公衆浴場入浴料金の統制額の指定	（薬事衛生課）	2
令和5年度地方の臨時種畜検査の実施	（畜産課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
公有水面埋立ての竣功認可	（水産課）	3
漁業災害補償法の規定による同意	（沿岸漁業振興課）	4

【公 告】

狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（農山漁村振興課）	5
-------------------------------	-----------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体		7
--------------------------------------	--	---

告 示

島根県告示第292号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、令和5年5月1日から施行する。ただし、公衆浴場法施行条例（昭和23年島根県条例第72号）第1条の2第2項に規定するその他の公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第3項の規定により保健所を設置する市が定める条例において定められるこれに相当する公衆浴場を含む。）の入浴料金については、この統制額は適用しない。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（平成17年島根県告示第935号）は、令和5年4月30日限り廃止する。

令和5年4月18日

島根県知事 丸山達也

区 分	大 人 (12歳以上の者)	中 人 (6歳以上12歳未満の者)	小 人 (6歳未満の者)
金 額	430円	160円	90円

島根県告示第293号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和5年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

令和5年4月18日

島根県知事 丸山達也

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

令和5年5月26日から令和6年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第294号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年4月18日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市金城町小国イ958、イ959、イ982-5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第295号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 竣功認可の年月日

令和5年3月30日

2 竣功認可を受けた者

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷544番33、同番38及び同番15の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と13の地点を結んだ線により囲まれた区域

1の地点 浦郷四等三角点（北緯36度05分14秒.9701、東経132度59分20秒.8801、以下「原点」という。）から
22度08分11秒、555.37メートルの地点

2の地点 1の地点から81度46分33秒、155.65メートルの地点

3の地点 2の地点から171度46分33秒、28.00メートルの地点

4の地点 3の地点から81度46分33秒、19.85メートルの地点

5の地点 4の地点から351度53分47秒、37.49メートルの地点

6の地点 5の地点から261度58分45秒、2.44メートルの地点

7の地点 6の地点から351度13分04秒、4.47メートルの地点

8の地点 7の地点から81度50分22秒、26.80メートルの地点

9の地点 8の地点から81度38分08秒、22.05メートルの地点

10の地点 9の地点から352度10分59秒、0.71メートルの地点

11の地点 10の地点から261度57分11秒、72.22メートルの地点

12の地点 11の地点から261度48分25秒、78.26メートルの地点

13の地点 12の地点から261度42分43秒、71.32メートルの地点

(3) 面積

3,201.86平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成29年12月22日 指令漁第498号

6 縦覧場所

島根県農林水産部水産課、隠岐支庁農林水産局、隠岐支庁農林水産局島前出張所及び西ノ島町役場

島根県告示第296号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和5年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 加入区の名称

和江

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所、五十猛出張所、仁摩出張所及び温泉津出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表8の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名称

温泉津・江津

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

温泉津・江津

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、温泉津出張所の地区の区域及び浜田支所の地区のうち江津出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表11の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名称

浜田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

浜田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定により公告する。

令和5年4月18日

島根県知事 丸 山 達 也

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 適性検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

3 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化関連法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護及び管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月5日（月）	午前9時～	鹿足郡吉賀町柿木500番地1 吉賀町ふれあい会館	吉賀町
6月5日（月）	午後1時30分～	鹿足郡津和野町後田口66 津和野町コミュニティセンター	津和野町
6月6日（火）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市
6月7日（水）	午前9時～	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月20日（火）	午前9時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（大東町、加茂町、木次町）
6月20日（火）	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市（三刀屋町、吉田町、掛合町）
6月23日（金）	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市
6月23日（金）	午前9時～	益田市昭和町13-1	益田市、津和野町、吉賀町

		益田合同庁舎	
6月23日(金)	午前9時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	奥出雲町
6月23日(金)	午後1時30分～	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	飯南町
6月28日(水)	午前9時～	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
6月29日(木)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	川本町、美郷町
6月30日(金)	午前9時～	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	邑南町
7月4日(火)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	安来市
7月5日(水)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、安来市(銃猟免許所持者)
7月19日(水)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	江津市
7月19日(水)	午前9時30分～	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
7月19日(水)	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市)
7月20日(木)	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(金城町、三隅町)
7月20日(木)	午後1時30分～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旭町、弥栄町)
8月24日(木)	午前9時～	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,900円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。)

(3) 狩猟免許更新申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

ウに掲げる窓口のうち、住所地を管轄する窓口へ提出すること。

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書し、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

ウ 申請書の配布・提出窓口

- ・ 東部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・ 東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター林業振興課
- ・ 西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・ 西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・ 隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第49号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年4月18日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
田辺俊成と地域を活性化させる会	田辺 俊成	田辺 俊成	仁多郡奥出雲町竹崎1231